

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第6回）
（書面開催）

【委員】

光市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長

【議事】

- ・規約の改正について
→新たに「流域治水部会」を設置する。
- ・「流域治水」への転換について
→「水防災意識社会」の再構築の取組みをさらに一歩進め、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換を図っていく。
- ・二級水系における「流域治水プロジェクト」の策定について
→今年度の光地域の対象水系は、島田川水系、田布施川水系とする。
- ・簡易型水位計、簡易型河川監視カメラの導入について
→令和3年6月から一般公開を開始し、河川監視体制の強化を図る。
- ・ホットラインの拡充について
→令和3年度より、県から市へのホットラインによる伝達事項に、ゲートレスダムの情報を追加する。
- ・治水協定の締結について
→ダムがある水系については、令和2年度中に治水協定の締結を完了した。
- ・避難確保計画の作成について
→関係機関が連携し、引き続き、対象施設への啓発に努めていく。
- ・ハザードマップの利活用について
→的確な避難行動に活かされるよう、各機関が様々な機会を通じて継続的に周知し、認知度の向上や理解の促進に努めていく。
- ・防災学習の促進について
→AR（拡張現実）機器を活用した防災体験学習講座等により、引き続き防災教育の推進を図る。
- ・取組方針のフォローアップについて
→引き続き目標の達成に向けて取組みを進め、必要に応じてフォローアップを図る。

【意見】

- ・規約の改正について、了承する。（光市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長）
- ・減災対策協議会の各種取組事項について、了承する。（光市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長）
- ・河川監視体制の強化に向け、島田川をはじめとする市内の県管理河川における簡易水

位計及び監視カメラの設置箇所を年次的な増設、島田川水位に関する治水協定の適切な運用、総合防災情報システムに係る協力をお願いしたい。(光市長)

- 中山川ダムの異常洪水時防災操作へ移行する際は 30 分前に予告を受けることとなっているが、30 分前では住民へ危険を知らせる時間がないため、河川水位のように警戒すべき基準水位を多段階で設定し、異常洪水の 2、3 時間前くらいに何らかの警戒情報を関係機関へ通知するよう、情報伝達体制の改善をしていただきたい。(光市長)